

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年12月22日提出
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 通浩
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目2番19号
【事務連絡者氏名】	岡部 武男
【電話番号】	03-3323-6201
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ハリス日本株ファンド（資産成長型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 500億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ハリス日本株ファンド（資産成長型）

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

③委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

①当初申込期間：500億円を上限とします。

②継続申込期間：1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

①当初申込期間

1口当たり1円とします。

②継続申込期間

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ <https://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配

金を再投資する場合は、1口単位となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

- ①当初申込期間：2024年1月9日から2024年1月15日までとします。
- ②継続申込期間：2024年1月16日から2025年4月8日までとします。
継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

- ①当初申込期間
取得申込者は、取得申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。
申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
- ②継続申込期間
取得申込者は、取得申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。
振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

- ①当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります（販売会社によっては、取り扱うコースがどちらか一方になる場合があります。また、コース名は販売会社により異なる場合があります。）。
- ②取得申込金額には、利息はつきません。

③日本以外の地域における発行は行っていません。

④振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度の受益権であり、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われます。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ハリス日本株マザーファンド受益証券への投資を通して、主として、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）している株式に厳選投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	ファミリーファンド
債券	年4回	北米	
一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信	日々	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	
その他資産 (投資信託証券(株式))	その他 ()	エマージング	
資産複合			
資産配分固定型 資産配分変動型			

<各分類および区分の定義>

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託※（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 ※マザーファンドということがあります。

（注1）上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

（注2）その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③信託金の限度額

3,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

●ファンドの目的

ハリス日本株マザーファンド（以下、マザーファンド）への投資を通じて、わが国の株式に投資し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

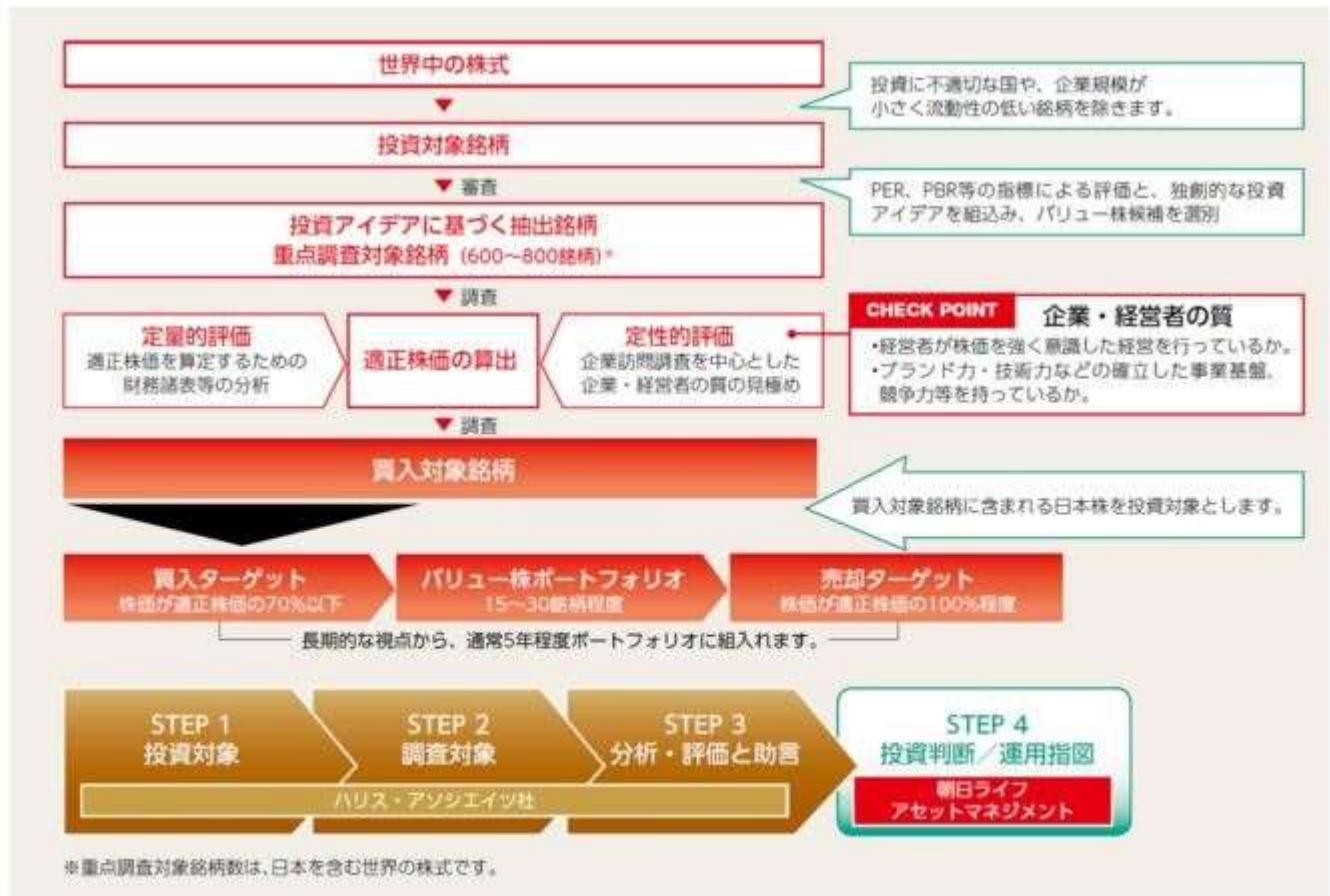
●ファンドの特色

●厳選した銘柄に集中投資

企業訪問を含む企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチにより、フリーキャッシュフロー、利益成長の潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等からグローバルな視点で評価した企業価値に対し割安な銘柄を発掘し、厳選した銘柄（15～30銘柄程度）に集中投資します。

●マザーファンドの運用にあたっては、ハリス・アソシエイツ社から助言を受けます。

バリュー株投資で評価の高い米ハリス・アソシエイツ社より、マザーファンドにおける日本株式にかかる調査・分析情報、組入銘柄等の助言を受けます。

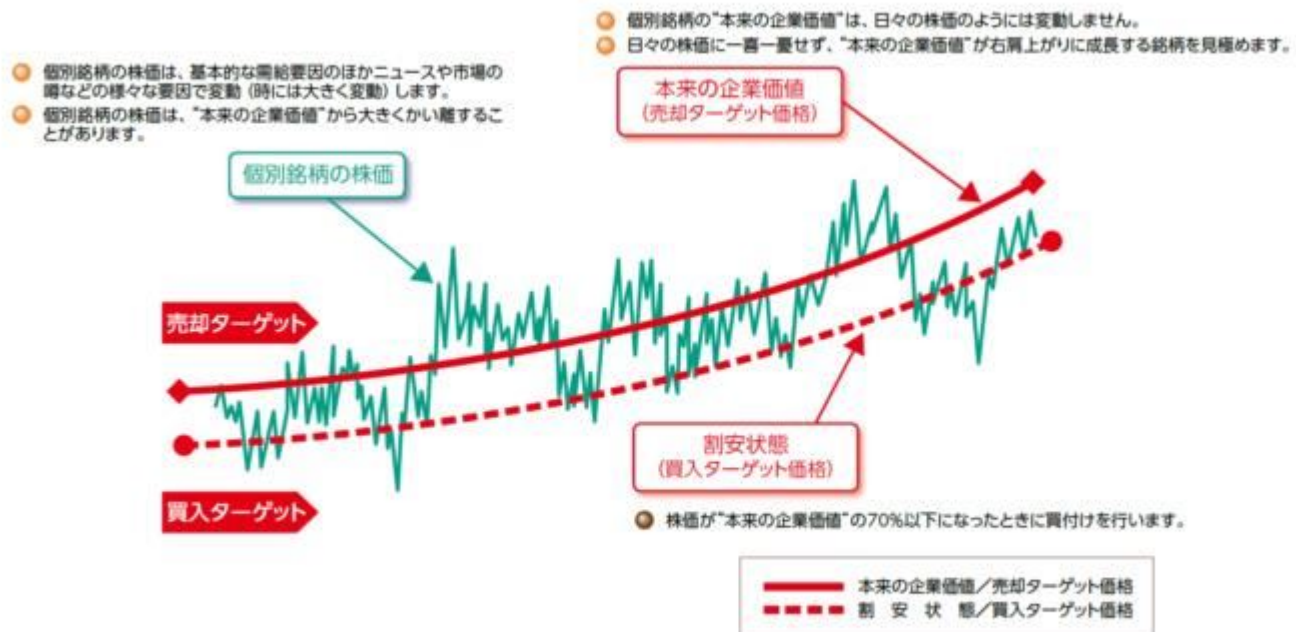


● ファンドは、特化型運用を行います。

特化型運用とは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える、またはを超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するものをいいます。このため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 上記銘柄数は変動する場合があります。

<イメージ図>



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2024年1月16日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

（3）【ファンドの仕組み】

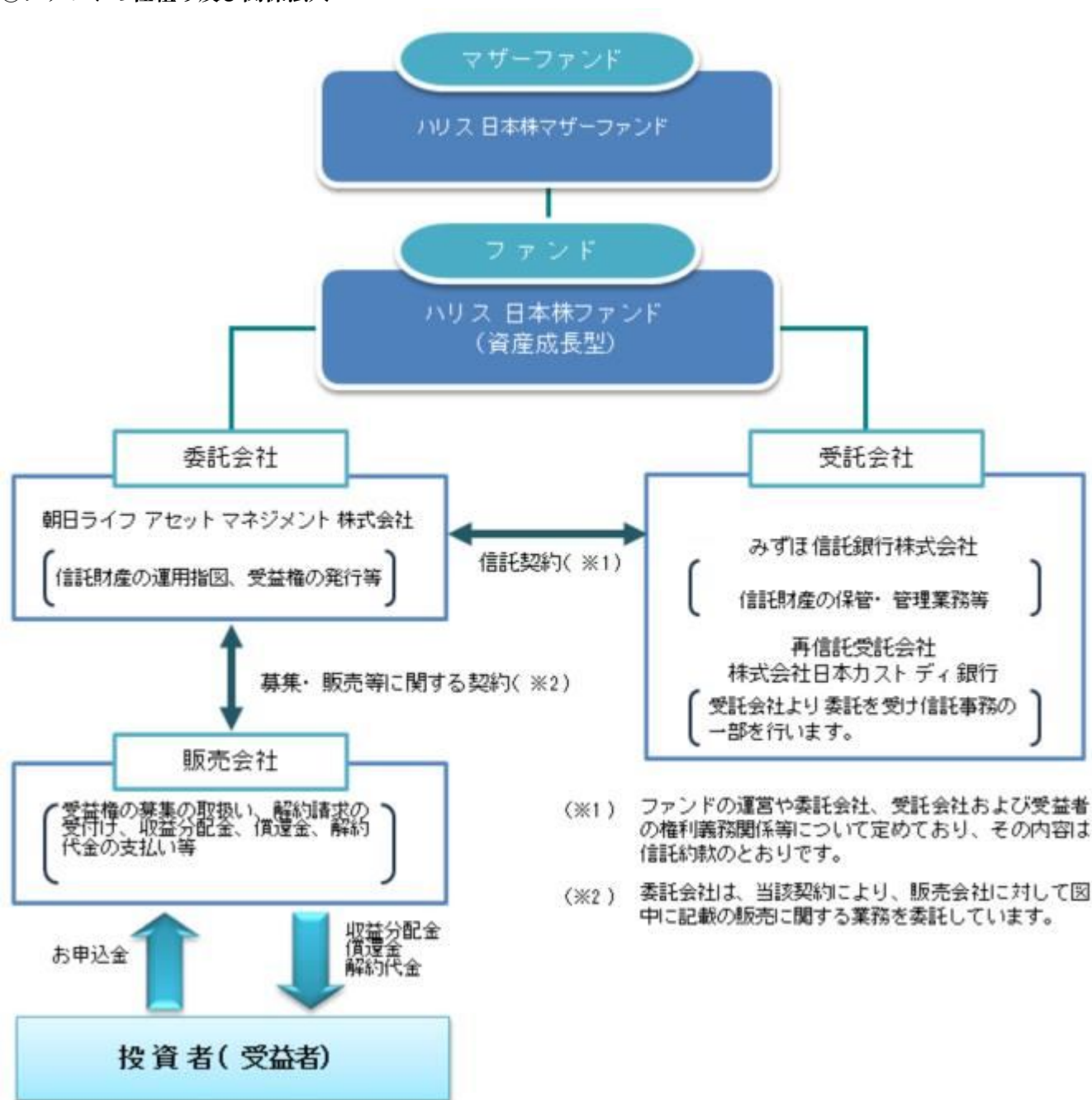
① 当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



②ファンドの仕組み及び関係法人



③委託会社の概況

- 1) 資本金の額（2023年10月末現在）
30億円
- 2) 会社の沿革

1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況（2023年10月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷一丁目6番1号	32,000株	100.0%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

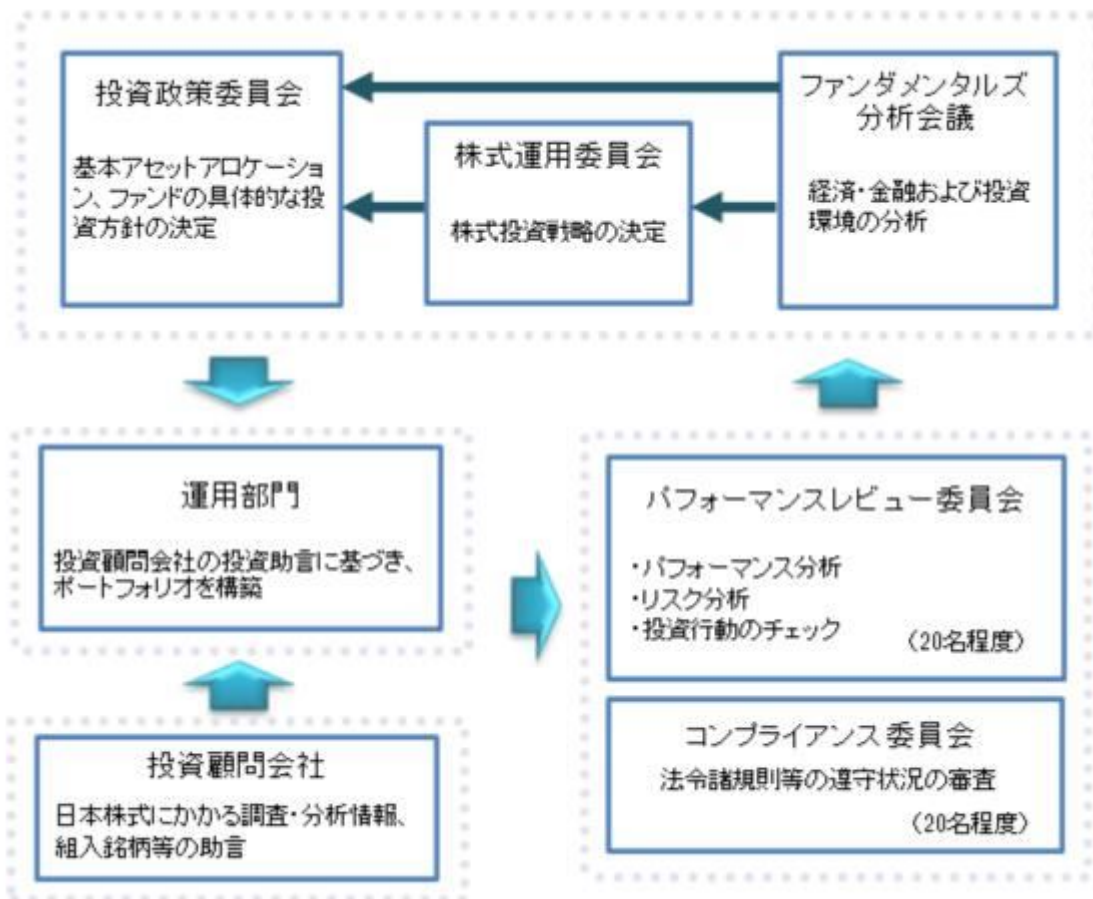
- ①ハリス日本株マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。
- ②マザーファンド受益証券への投資を通して、主として、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）している株式に厳選投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- ③マザーファンドの運用にあたっては、ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから日本株式にかかる調査・分析情報、組入銘柄等の助言を受けます。
- ④原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持し、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合には、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（2）【投資対象】

- ①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。）
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
 - 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主としてハリス日本株マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

- 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券(新投資口予約権証券ならびに投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

①以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。

- 1) ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて株式運用委員会を開催し、株式および各プロダクトの投資戦略を決定します。
- 2) 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

②運用部門において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 1) 当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率および実質株式組入比率の決定・調整を行います。
- 2) 投資顧問会社の投資助言に基づき、マザーファンドの信託財産の運用を行います。

③パフォーマンスレビュー委員会(20名程度)でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会(20名程度)で法令諸規則等の遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成され、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

④受託会社等のファンドの関係法人(販売会社を除く)の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注) 委員会および部の名称等は変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

①毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)

および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

- 2）収益分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

収益分配金額の決定にあたっては、複利効果による信託財産の成長を目指すため、原則として分配を極力抑制する方針とします。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

- 3）収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

②分配時期

決算日は、毎年1月9日（休業日の場合は翌営業日）です。

③収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

1）分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

2）自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①信託約款に定める投資制限

- 1）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

- 2）外貨建資産への投資は行いません。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

- 3）委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第15条第4項＞

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第6項＞（以下4）において同じ。）

- 4）委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第15条第5項＞

- 5）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。＜信託約款第18条第1項＞

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜同条第2項＞

- 6）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第20条第1項＞

上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額

が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をすることとします。＜同条第2項、第4項＞

上記において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。＜同条第5項＞

- 7) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。＜信託約款第21条第1項＞

委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

- 8) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第22条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 9) 委託会社は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第23条第1項＞

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

＜同条第2項＞

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 10) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。＜信託約款第25条第1項＞

1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付けを行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 11) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。＜信託約款第26条第1項＞

上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。＜同条第2項、第3項＞

- 12) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第27条第1項、第4項＞
上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。＜同条第2項、第3項＞
- 13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。＜信託約款第33条第1項＞
上記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。＜同条第2項＞
- 1 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。＜同条第3項＞
再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。＜同条第4項＞
借入金の利息は、信託財産中から支弁します。＜同条第5項＞
- 14) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞
- 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第24条＞
- 16) 前記1）から15）までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の15%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

②法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞マザーファンドの概要

ハリス日本株マザーファンド

※以下「(3) 投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

（1）投資方針

①投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）している株式を主要投資対象とします。

②投資態度

1) 主として、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）している株式に厳選投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

- 2) 当ファンドの運用にあたっては、ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから日本株式にかかる調査・分析情報、組入銘柄等の助言を受けます。
- 3) 銘柄選定にあたっては、企業訪問を含む企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチにより、フリーキャッシュフロー、利益成長の潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等からグローバルな視点で評価した企業価値に対して割安な銘柄を発掘し、厳選した銘柄に集中投資します。
- 4) 原則として、株式の組入比率は高位を維持し、株式以外の資産への投資は、信託財産総額の50%以下とします。
- 5) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限りします。）
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものとしします。）
- 14) 投資証券、新投資予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち、2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

- ④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（3）投資制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

- ②委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第12条第4項＞

- ③委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第12条第5項＞

- ④委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。＜信託約款第15条第1項＞

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜同条第2項＞

- ⑤委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第17条第1項＞

上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。＜同条第2項、第3項＞

委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。＜同条第4項＞

- ⑥委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。＜信託約款第18条第1項＞
委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

- ⑦委託会社は、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第19条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし

ます。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。＜同条第4項＞

⑧委託会社は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第20条第1項＞

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

⑨委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。＜信託約款第22条第1項＞

1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付けを行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

⑩委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第23条第1項＞

上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

⑪委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第24条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

⑫外貨建資産への投資は行いません。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

⑬デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

⑭デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第21条＞

⑮一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の15%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

3【投資リスク】

①リスクに関する留意点

1）ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準

価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- 4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

② ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

1) 株価変動リスク

株式の価格（株価）が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

2) 集中投資のリスク

当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は大きくなる可能性があります。

3) 信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

4) 金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。

5) 流動性リスク

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

6) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または受益者のため有利であると認めるときもしくははやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

7) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

③ リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプラ

イアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスクなど）は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等により、データベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 運用部門へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。
- d. 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産のモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督しています。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. 売買執行にかかるコンプライアンスチェックについては、事前チェックをトレーディング部が、売買執行後の事後チェックを管理部門がそれぞれ担当し、そのチェック状況についてコンプライアンス部門に報告を行っています。
- c. コンプライアンス部門においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

（注）委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

〔参考情報〕

ハリス日本株ファンド（資産成長型）

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

ファンドは2024年1月16日から運用を
開始するため、該当事項はありません。



- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、2024年1月16日から運用を開始するため、該当事項はありません。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用状況は、委託会社のホームページ等で開示されている場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額 (当初申込期間中は1口当たり1円) に、3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。取得申込時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。ただし、「自動けいぞく投資コース」にお

いて、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.793%（税抜1.63%）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の配分およびそれを対価とする役務の内容は次のとおりです。

委託会社 [※]	販売会社	受託会社
年率1.00%（税抜）	年率0.60%（税抜）	年率0.03%（税抜）
委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※委託会社の報酬には、助言会社（ハリス・アソシエイツ社）への報酬が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

①換金する受益者が負担する信託財産留保額ははありません。

②信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.011%（税抜0.01%）の率を乗じて得た額とします。ただし、年44万円（税抜40万円）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

③ファンドの組入有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

①個別元本について

１）追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であって

も複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

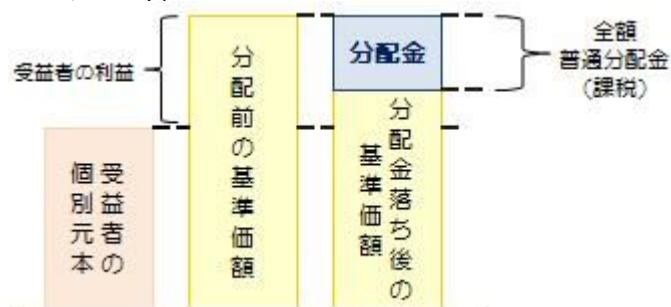
- 3) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

②収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

1) 普通分配金

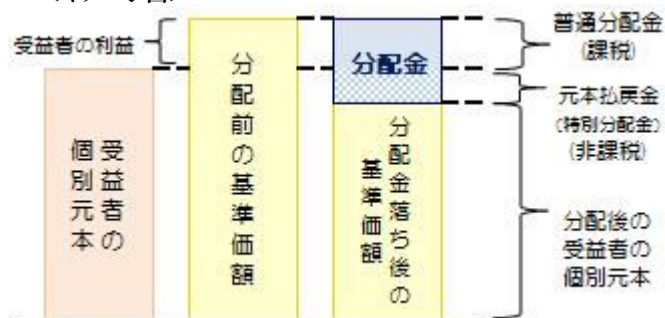
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 元本払戻金（特別分配金）

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用が可能です。）または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時の解約価額および償還時の償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

その税率は、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

d. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額

を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

c. 益金不算入制度の適用はありません。

④ 確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金（解約）時および償還時における課税は行われません。

上記は、2023年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

ファンドは、2024年1月16日から運用を開始する予定であるため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

（1）【投資状況】

該当事項はありません。

（2）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

《参考情報》



運用実績

(2023年10月末現在)

ハリス日本株ファンド（資産成長型）

● 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

● 分配の推移

該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

該当事項はありません。

● 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

運用状況は、委託会社のホームページ等で開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

- ①取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

- ②取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込

者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ③当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。
- ④お申込み価額は、取得申込受付日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。
- ⑤お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑥取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。
- ⑦「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。
また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。
注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ⑧委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。取得申込みの受付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。
- ⑨販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求について>

- ①解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。
注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。
- ②委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。
- ⑤ご解約価額は、解約請求受付日の基準価額です。信託財産留保額はありません。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。
ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

- ⑥ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。
- ⑦信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- ⑧委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付けを取り消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して計算します。

当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

ハリス日本株 マザーファンド受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。
-----------------------	---------------------------

<参考>マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。
----	--

②基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（２）【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。

※「（５）その他 ①信託の終了（償還）」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月10日から翌年1月9日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2025年1月9日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了（償還）

- 1）委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2）委託会社は、1）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3）2）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下3）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4）2）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5）2）から4）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、2）から4）までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- 6）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更等4）」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8）受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更等

- 1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は1）から7）までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2）委託会社は、1）の事項（1）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、1）の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- 3) 2) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下3) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2) から5) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 1) から6) までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1) から7) までの規定にしたがいます。

③公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

④運用報告書の作成および交付

- 1) 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を毎決算時および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.alamco.co.jp/>)に掲載します。
- 3) 2) の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

⑥信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としします。)に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

③換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは、2024年1月16日から運用を開始する予定であるため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドの財務諸表の作成は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）により、中間財務諸表の作成は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成します。ファンドの会計監査は監査法人による監査を行い、その監査証明は、有価証券報告書または中間財務諸表に掲載されます。

1【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（３）【注記表】

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換の手続等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

①資本金の額等（2023年10月末現在）

- 1）資本金：3,000百万円
- 2）発行可能株式総数：64,000株
- 3）発行済株式総数：32,000株
- 4）最近5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

②委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

- 1）ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a. ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。
- b. 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2）運用部門において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 3）パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令諸規則等の遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

（注）委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2023年10月末現在、当社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	16	28,236
追加型株式投資信託	90	492,261
合計	106	520,497

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別		第37期 (2022年3月31日)		第38期 (2023年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金			3,949,031		3,739,128
前払費用	※2		79,227		99,400
未収委託者報酬			411,309		321,234
未収運用受託報酬	※2		503,145		406,745
未収還付法人税等			-		52,781
未収収益			0		0
その他			1,713		1,879
流動資産計			4,944,427		4,621,169
固定資産					
有形固定資産					
建物	※1	6,101		6,142	
器具備品	※1	20,012	26,113	12,707	18,849
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		12,261	15,037	24,907	27,683
投資その他の資産					
投資有価証券		17,236		12,377	
関係会社株式		38,156		38,000	
長期差入保証金	※2	34,836		33,442	
繰延税金資産		71,873	162,103	63,199	147,018
固定資産計			203,254		193,551
資産合計			5,147,681		4,814,721

（単位：千円）

期別		第37期 (2022年3月31日)		第38期 (2023年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）					
流動負債					
預り金			20,128		17,557
未払金					
未払手数料		114,561		86,457	

その他未払金	※2	26,153	140,715	18,474	104,932
未払費用	※2		501,514		433,474
未払法人税等			79,135		14,006
未払消費税等			64,465		21,289
賞与引当金			157,434		159,245
流動負債計			963,394		750,505
負債合計			963,394		750,505
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		431,916	657,916	313,892	539,892
株主資本合計			4,181,916		4,063,892
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			2,371		322
評価・換算差額等合計			2,371		322
純資産合計			4,184,287		4,064,215
負債・純資産合計			5,147,681		4,814,721

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）		第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		3,433,631		3,374,779	
運用受託報酬		1,750,668	5,184,300	1,590,287	4,965,066
営業費用	※1				
支払手数料			892,270		913,947
広告宣伝費			17,272		20,511
公告費			200		200
調査費					
調査費		585,515		618,749	
委託調査費		1,962,203		1,902,006	
図書費		1,154	2,548,872	973	2,521,730
営業雑経費					
通信費		3,236		2,663	
印刷費		18,630		21,603	
協会費		4,957		5,233	
諸会費		3,087		3,241	
その他営業雑経費		284	30,196	131	32,873
営業費用計			3,488,811		3,489,262
一般管理費	※1				
給料					
役員報酬		86,424		82,820	
給料・手当		725,874		734,606	
賞与		27,470	839,769	10,325	827,752
交際費			1,081		2,192
寄付金			14,814		4,070
旅費交通費			2,025		11,143

租税公課			37,113		33,429
不動産賃借料			101,156		96,378
退職給付費用			45,809		53,027
福利厚生費			134,525		132,199
賞与引当金繰入			136,209		137,568
固定資産減価償却費			15,603		14,436
諸経費			115,846		133,434
一般管理費計			1,443,956		1,445,633
営業利益			251,532		30,170
営業外収益					
受取配当金	※1		38,430		53,733
受取利息			3		3
受取賃借料			14,482		11,402
雑収入			2,570		2,202
営業外収益計			55,488		67,342
営業外費用					
雑損失			0		0
営業外費用計			0		0
経常利益			307,021		97,512
特別利益					
投資有価証券売却益			989		1,851
特別利益計			989		1,851
特別損失					
固定資産除却損	※2		69		12
投資有価証券売却損			2		-
関係会社株式評価損			134		-
特別損失計			206		12
税引前当期純利益			307,804		99,352
法人税、住民税及び事業税				7,796	
法人税等調整額		95,332 △ 7,024	88,308	9,578	17,375
当期純利益			219,496		81,976

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換 算 差 額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	352,419	578,419	4,102,419	1,270	1,270	4,103,690
当期変動額										
剰余金の配当					△ 140,000	△ 140,000	△140,000			△140,000
当期純利益					219,496	219,496	219,496			219,496
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								1,100	1,100	1,100
当期変動額合計					79,496	79,496	79,496	1,100	1,100	80,597
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	431,916	657,916	4,181,916	2,371	2,371	4,184,287

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

株主資本										評価・換算差額等		純資産 合計
資本金	資本剰余金			利益剰余金					評価・ 換			
	資本準	資本剰余	利益剰余	その他利 益剰余金	利益剰余							

		備金	金合計	備金	繰越利益 剰余金	金合計	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	算差額 等 合計	
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	431,916	657,916	4,181,916	2,371	2,371	4,184,287
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△ 200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					81,976	81,976	81,976			81,976
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								△2,048	△2,048	△2,048
当期変動額合計					△ 118,023	△ 118,023	△118,023	△2,048	△2,048	△120,071
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322	4,064,215

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 ：移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (2) 運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (3) 成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用
 当事業年度より、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を適用しております。
 また、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。
 これに伴い、投資信託の時価にレベルを付しております。
 なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第37期 (2022年3月31日)	第38期 (2023年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	41,946	42,766
器具備品	131,450	140,161
※2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	6,106	6,106
未収運用受託報酬	4,347	4,346
長期差入保証金	39,651	39,651
未払金	-	4,434
未払費用	8,614	8,164

（損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
※1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	173,460	178,477
一般管理費	199,197	208,086
受取配当金	38,250	53,550
※2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	69	12

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	140,000,000	4,375	2021年3月31日	2021年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
----	-------	---------------	-------	-------------	-----	-------

2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250	2022年3月31日	2022年6月25日
----------------------	------	-------------	-------	-------	------------	------------

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250	2022年3月31日	2022年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	利益剰余金	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式及び投資信託が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

第37期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

投資有価証券 その他有価証券	17,236	17,236	-
-------------------	--------	--------	---

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	12,377	12,377	-

（注1）投資有価証券に関する事項

投資有価証券は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	2022年3月31日	2023年3月31日
非上場株式	38,156	38,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期（2022年3月31日）

当該金融商品は投資信託のみであり、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の当事業年度の貸借対照表計上額は17,236千円です。

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 その他	-	12,377	-	12,377
合計	-	12,377	-	12,377

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託であり、基準価額を時価としております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,656千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

第37期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,841	12,732	3,891
	小計	8,841	12,732	3,891
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,977	4,503	△ 473
	小計	4,977	4,503	△ 473
合計		13,818	17,236	3,418

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	7,857	9,038	1,180
	小計	7,857	9,038	1,180
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,054	3,339	△ 714
	小計	4,054	3,339	△ 714
合計		11,911	12,377	465

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,955	989	2
合計	5,955	989	2

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	3,830	1,851	-
合計	3,830	1,851	-

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
確定拠出掛金等	45,809	53,027

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第37期	第38期
--	------	------

	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,877	2,462
未払事業所税	1,044	1,035
賞与引当金	48,247	44,118
未払役員報酬	393	385
未払法定福利費	7,501	6,958
未払寄付金	688	654
未払確定拠出掛金	1,159	1,143
未返還投資顧問料	1,197	1,133
未払監査費用	4,582	5,447
未払特別法人事業税	1,618	-
未払調査費	396	-
関係会社株式評価損	3,730	-
敷金	3,018	3,185
税務上の繰延資産	212	-
小計	79,669	66,527
評価性引当額	△6,749	△3,185
繰延税金資産合計	72,920	63,341
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,046	142
繰延税金負債合計	1,046	142
繰延税金資産の純額	71,873	63,199

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

(単位：％)

	第37期 (2022年3月31日)	第38期 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.62	30.62
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	1.09	3.99
永久に益金に算入されない項目	△3.81	△15.84
住民税均等割	0.74	2.30
評価性引当額の増減	0.07	△3.59
その他	△0.04	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.68	17.50

3. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社は、当事業年度より、朝日生命保険相互会社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

(持分法損益等)

(単位：千円)

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	179,112	183,024
持分法を適用した場合の投資利益の金額	55,138	57,461

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
期首残高	17,946	17,401
増減額（△は減少）	△545	△545
期末残高	17,401	16,855

(収益認識に関する注記)

1.収益を分解した情報

（単位：千円）

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	3,433,631	3,374,779
運用受託報酬	1,633,478	1,590,287
成功報酬	117,189	-
合計	5,184,300	4,965,066

2.収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	576,970

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	549,454

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	91,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員 の兼任	運用受託報酬	46,414	未収運用受託報酬	4,347
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	199,197	前払費用	6,106

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
							運用受託報酬	46,085	未収運用受託報酬	4,346

親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	208,086	前払費用	6,106
									未払金	4,434

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場しておりません）

(1株当たり情報)

(単位：円)

項目	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	130,758.98	127,006.74
1株当たり当期純利益	6,859.25	2,561.77

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	219,496千円	81,976千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	219,496千円	81,976千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産

の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

- 1) 委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

②訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<受託会社>

①名称

みずほ信託銀行株式会社

②資本金の額（2023年9月末現在）

247,369百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<販売会社>

①名称	②資本金の額 (単位：百万円)	③事業の内容
東洋証券株式会社	13,494	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上

（注）資本金の額は、2023年9月末現在を記載しています。

2【関係業務の概要】

<受託会社>

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

<販売会社>

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

<受託会社>

該当事項はありません。

＜販売会社＞

該当事項はありません。

第3【その他】

- ①目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用するほか、ファンドの形態等を記載することがあります。
- ②請求目論見書に信託約款の全文を掲載します。
- ③目論見書に、以下の内容を記載することがあります。
 - 1) 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - 2) 金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額などの委託会社に関する情報
 - 3) 請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に記載されている旨
 - 4) 目論見書の使用開始日
 - 5) 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - 6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - 7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
 - 8) 購入に際しては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- ④当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。
- ⑤目論見書の別称として、「投資信託説明書」という名称を用いることがあります。
- ⑥目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- ⑦目論見書の運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。